

# 青森県報

第三千八百六十四号

平成二十六年  
七月四日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

クリーニング師試験の施行	保健衛生課	一
障害福祉サービス事業者の指定	障害福祉課	一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	同	二
身体障害者福祉法による医師の指定	同	三
保安林の指定解除予定	林政課	三
右 同	同	三
基本測量の実施	監理課	三
公 告		
事業規程の承認	構造政策課	四
地籍調査の成果の認証	農村整備課	四
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可	中南地域局	四
道路の位置の指定	西北地域局	四
右 同	西北地域局	五
監査委員		
包括外部監査の事務を補助する者の氏名等	事務局	五

## 告 示

青森県告示第五百五十四号

平成二十六年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）第四条第一項の規定により告示する。

平成二十六年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十六年九月二十日（土）

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

### 二 受験願書受付期間

平成二十六年八月一日（金）から同月十五日（金）まで。ただし、郵送による場合は同日までの消印のあるものは有効とする。

### 三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

### 四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配布する。

~~~~~

青森県告示第五百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

|                |              |            |             |                 |         |      |
|----------------|--------------|------------|-------------|-----------------|---------|------|
| 指定障害福祉サービス事業者  | 名称           | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 障害福祉サービスを行う所の名称 | 所在地     | 指定期日 |
|                | 名称           | 所在地        |             |                 |         |      |
| 株式会社大裕         | 青森市富田一丁目一七の六 | 就労継続A型     | チヨコ・ドー      | 弘前市大字清水三丁目一の四   | 平成二六・七一 |      |
| 株式会社大裕         | 青森市富田一丁目一七の六 | 就労継続B型     | チヨコ・ドー      | 弘前市大字清水三丁目一の四   | 平成二六・七一 |      |
| 株式会社坂本コーポレーション | 五所川原市字新町五〇   | 居宅介護       | ヘルパーステ      | 五所川原市字新町五〇      | "       |      |
| 株式会社坂本コーポレーション | 五所川原市字新町五〇   | 重度訪問介護     | ヘルパーステ      | 五所川原市字新町五〇      | "       |      |
| 株式会社坂本コーポレーション | 五所川原市字新町五〇   | 同行援護       | ヘルパーステ      | 五所川原市字新町五〇      | "       |      |
| 株式会社坂本コーポレーション | 五所川原市字新町五〇   | 行動援護       | ヘルパーステ      | 五所川原市字新町五〇      | "       |      |

青森県告示第五百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

|                        |                     |          |
|------------------------|---------------------|----------|
| 名称                     | 所在地                 | 指定期日     |
| 一般社団法人八戸薬剤師会<br>会営八戸薬局 | 八戸市馬場町一三            | 平成二六・四・一 |
| アイセイ薬局五所川原店            | 五所川原市川端町一の一三        | "        |
| サカ工業局西北                | 五所川原市川端町一の一八        | "        |
| スマイル薬局野辺地店             | 上北郡野辺地町字野辺地六八の一     | "        |
| 売市薬局                   | 八戸市売市四丁目七の一五        | "        |
| 医療法人仙知会八幡町クリニツク        | 弘前市大字八幡町二丁目二の二      | 平成二六・五・一 |
| ふれあい薬局平川店              | 平川市柏木町藤山二四の八        | "        |
| マルチ調剤薬局柏木店             | 平川市柏木町藤山二〇の三        | "        |
| オレンジ薬局                 | 青森市松原三丁目一の一四        | "        |
| 岡三沢薬局                  | 三沢市緑町一丁目三の九         | "        |
| つつみの薬局                 | 八戸市根城二丁目一四の一        | 平成二六・六・一 |
| サンケア南部薬局               | 三戸郡南部町大字下名久井字白山八七の八 | "        |
| 平成薬局                   | 弘前市大字城東中央四丁目一三の一    | "        |
| ほてい堂薬局                 | 十和田市稲生町一五の一三        | "        |
| アポテック売市店               | 八戸市売市一丁目四の六         | "        |
| 調剤薬局ツルハドラッグ八戸市民病院前店    | 八戸市大字田向字毘沙門前一〇の五    | "        |

|              |                 |   |
|--------------|-----------------|---|
| サン調剤薬局新青森駅前店 | 青森市大字石江字高間一〇五の四 | " |
| 岡三沢診療所       | 三沢市緑町一丁目二の五     | " |
| すずらん調剤薬局桔梗野店 | 弘前市大字桔梗野一丁目三の四  | " |

青森県告示第五百五十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十六年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

|        |             |             |        |
|--------|-------------|-------------|--------|
| 氏 名    | 勤務する病院等     | 診療科目        | 指定年月日  |
|        | 名 称         |             |        |
| 熊谷 玄太郎 | 弘前大学医学部附属病院 | 整形外科（肢体不自由） | 平成六・七一 |

青森県告示第五百五十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
八戸市南郷区大字島守字帳塚九の六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
- 保安林を解除しようとする理由
- 三 土石の採掘用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び八戸市庁に備えて縦覧に供する。）

青森県告示第五百五十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
むつ市大畑町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
  - 二 解除予定保安林の所在場所  
むつ市大畑町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備えて縦覧に供する。）

青森県告示第五百六十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十六年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類  
基本測量(防災対策地域水準測量)
- 二 作業期間  
平成二十六年七月一日から平成二十七年三月十三日まで
- 三 作業地域  
八戸市

### 公 告

#### 事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、公益社団法人あおもり農林業支援センターが定めた事業規程を承認したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 承認に係る事業の種類

- 農地売買等事業(農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業をいう。)
- 農地売渡信託等事業(農業経営基盤強化促進法第七条第二号に掲げる事業をいう。)
- 農業生産法人出資育成事業(農業経営基盤強化促進法第七条第三号に掲げる事業をいう。)
- 研修等事業(農業経営基盤強化促進法第七条第四号に掲げる事業をいう。)

#### 地籍調査の成果の認証

青森市及び南部町が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法

(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

|      |          |                                                                        |
|------|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 市町村名 | 大字名      | 小字名                                                                    |
| 青森市  | 細越       | 内長沢の一部                                                                 |
| 南部町  | 坵渡<br>杉沢 | 上外窪、手代森、松田、雨堤、荒谷森、牛臺、漆山、ヲカ八三、木戸口、久保頭、沢口、杉沢、天獅子、中村、西ノ沢、西山、西小橋、林ノ向、東小橋、東 |

### 出 先 機 関

#### 土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、杭止堰土地改良区の定款の変更を平成二十六年六月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年七月四日

中南地域農民局長 高 原 至 智

#### 西北地域農政局告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、西北地域農政局地域整備部

及びつがる市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

|                   |           |          |               |
|-------------------|-----------|----------|---------------|
| 位 置               | 延 長       | 幅 員      | 指 定<br>年月日    |
| つがる市木造赤根一三の一<br>六 | 三五・六一メートル | 六・〇五メートル | 平成<br>二六・六・二四 |

下北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びつがる市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

下北地域県民局長 武 田 志 郎

|                          |           |          |               |
|--------------------------|-----------|----------|---------------|
| 位 置                      | 延 長       | 幅 員      | 指 定<br>年月日    |
| むつ市大字田名部字山道ノ<br>内南女館七の五五 | 四七・五四メートル | 八・〇〇メートル | 平成<br>二六・六・二四 |

監 査 委 員

青森県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月四日

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

青森県監査委員 泉 山 哲 章  
 青森県監査委員 元 木 篤 子  
 青森県監査委員 山 谷 清 文  
 青森県監査委員 小 檜 山 吉 紀

| 氏 名     | 住 所                      |
|---------|--------------------------|
| 倉 成 磨   | 青森県八戸市大字本徒士町三の三          |
| 宮 下 宗 久 | 青森県八戸市一番町一丁目六の二五         |
| 山 崎 愛 子 | 東京都目黒区自由が丘二丁目六の二         |
| 加 藤 聡   | 東京都世田谷区喜多見九丁目二四の四九の一     |
| 谷 川 淳   | 東京都中野区新井一丁目三の一五の八〇五      |
| 鳩 健 二   | 青森県八戸市諏訪二丁目一八の二〇パルク諏訪一〇一 |
| 荒 谷 祐 介 | 岩手県盛岡市盛岡駅前通二の一〇の三〇六      |

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成二十六年七月十四日から平成二十七年三月三十一日まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭